

あなたの起業、応援します

1事業者 30万円(最高)

事業名	令和4年度「創業助成事業」
事業の趣旨	旧むつ市内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展と雇用の確保を図るため、新規創業を目指している起業家の方の、創業に要する経費の一部を助成します。
募集の対象となる方	今まで事業主でなかった方が、新たに中小企業者として起業する場合で、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日以降に開業した方 ・ビジネスプラン（創業計画）を有していること ・事務所・店舗・工場等が旧むつ市内にあること ・事業が関係法令、又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること ・事業が、農林漁業、医療（病院等）業、金融保険業、風俗営業などに該当していないこと ・市税を滞納していないこと ・必要な許認可、資格等を取得していること ・今後、引き続き当所の経営指導を受ける意思があること
助成対象費用	創業にあたって、準備段階から必要とする経費を含め、次のものが助成の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装経費、什器、備品の購入費用など ・賃貸料、人件費、広告宣伝費、研修費など
採択基準	申込順に当所において審査会を開催し、諾否を決定します。また、採択された事業所を当所のホームページに掲載し、進捗状況及び実績を公表します。
助成期間	月額10万円を限度とし3ヶ月間（助成決定月、又は営業開始月から）
助成金額	1事業者30万円以内（但し、総額150万円以内）
募集期間	2022年4月1日～2022年12月31日 <u>※但し、総額に達した時点で募集を終了します</u>
交付申請	むつ商工会議所の備え付け申請用紙に、必要事項を記入し、下記の書類を添付していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・創業計画書 ・市税の納税証明書 ・住民票 ・見積書 ・店舗のレイアウト ・所在地を確認できる書類 ・既に創業している場合は、個人－税務署へ届け出た開業届、法人－登記事項全部証明書など ・必要に応じて賃貸契約書や雇入契約書 ・その他、必要と判断した書類
実績報告	採択された者は、助成金の受領回数に関わらず、1回目の助成金を受領した月から3ヶ月経過後、1ヶ月以内に所定の書類にて実績を報告しなければなりません。報告がない場合、助成金を返還していただくこととなります。

※むつ商工会議所では、創業計画書作成の他、資金調達支援、帳簿の記帳指導、従業員の労働保険に関する手続き代行なども行っています。

【お問合せ・お申し込み】むつ商工会議所経営支援課 TEL 22-2283